

JGR メディア規定

第 1 章 原則

- 1-1 ラリー競技の発展・振興を目的とした、一般社団法人日本ラリー振興協会(以下「JGR」と契約する競技会(以下「JGR 管轄競技会」)の安全かつ円滑な取材活動並びに報道を支援・促進する目的で、本メディア規定を定める。
- 1-2 本規定は、開催年において有効な FIA 地域ラリー競技規定(FIA Regional Rally Sporting Regulations)並びに関係諸規則(V4 及び Appendix 群)、全日本ラリー選手権に適用される全ての規則を含めた、取材対象の各大会の定める全ての規則、メディアに対して発行されるメディアセーフティーブック等の指示と共に効力を持つ。これらの規則が相反する状況が発生した場合は JGR がその判断を行うが、大会の期間中においては競技会の任命するメディアオフィサー又はメディア管理業務の責任者となるオフィシャル(以下「メディアオフィサー」))がこれを代行する。
- 1-3 各 JGR 管轄競技会に対し、取材および写真・動画の公開を希望する者は全て、JGR の理念に従い、模範的な態度で取材及び公開に臨まなければならない。一般社団法人日本自動車(JAF)、世界自動車連盟(FIA)、JGR、その他大会の運営に関わる諸団体、取材対象である大会およびその役員と関係者、参戦している選手とその関係者、メーカー、サプライヤー、スポンサー等およびラリー競技、モータースポーツの品位を汚す、評価を毀損する、または悪影響をもたらすような行動をとってはならない。これは取材活動中に留まらず、その取材の成果物の公開を含み、常に遵守しなければならない。

第 2 章 分類ならびに対象

JGR メディア規定(以下、「本規定」とする)は以下を対象とする。

2-1 報道メディア

一般への報道を目的とする新聞、雑誌、テレビ、ウェブ並びにネット媒体を運営す

る企業団体と、その公式な業務として取材に当たる従業員ならびに委託契約者。なお、対象は職業としてその業務を行う者とし、原則として個人運営の情報サイトやクラブ等の広報は報道メディアとしては認定しない。

2-2 プロモーションメディア

ラリー競技の報道が主たる目的ではなく、それを自社製品やサービスの販売促進・宣伝等に用いることを目的とする企業・団体と、その業務として取材に当たる従業員ならびに委託契約者。さらに、直接的あるいは間接的(広告収入等)問わず、公開した動画へのアクセスや視聴から収益を得ることを目的とした媒体(動画共有サイト等)もプロモーションメディアに分類する。

2-3 チームメディア

本大会に参加しているコンペティター(個人参加の場合はドライバー)が認定する、公式メディア。

2-4 上記に区分が難しい場合、あるいはいずれにも該当しないが公益性その他の要件によりメディア規定の下に含めることが適当であると考えられる場合、JGR はその者を上記の 3 種のいずれかとして認定する場合がある。

第3章 権利料

JGRはJGR管轄競技会において撮影された写真・動画の公開に当たり、権利料の支払いを求める場合がある。但し、大会に対するスポンサーの場合や、使用目的の公益性等により、この権利料を減免することがある。
詳細はJGR写真・動画使用規定に定める。

第4章 登録申請ならびに登録

4-1 各JGR管轄競技会への取材は、事前登録制とする。登録資格者は第2章にて定義される者とし、登録手続きは取材を依頼する企業・団体の同意のもと行うものとする。

4-2 登録申請手続

JGR管轄競技会へ取材者を派遣しようとする者もしくは取材者本人は、各大会が

定めるメディア登録受付期間内に、必要書類一式に記入押印の上、提出することとする。EメールやFAXなどで提出する場合は、原本がその後3日以内に到着しなければならない。

JGRは申請者に対し承認の可否を決定して通知する。

なお、登録書類一式は、受付開始日までに各大会の公式ホームページ等から入手することが可能となる。

4-3 取材者区分

申請に当たって、取材者ごとに以下の申請区分を指定すること。

4-3-1 クレデンシャルメディア

ジャーナリストや編集者、カメラマンなど一般的な取材活動を行う者。メディアゾーン、サービスパーク、メディアセンター並びにスペシャルステージの観戦ゾーン(プレミアム・VIPなど)を含むエリアへの立ち入りが許可される。

メディアクレデンシャルが交付される。

4-3-2 タバードメディア

スペシャルステージ内のメディアポイント並びにコース内(NO-GO エリア、エスケープゾーン、コントロールゾーン扱いの区域等を除く)にて撮影を行うカメラマン並びにビデオクルーで、メディアクレデンシャルが与えられ、タバードが貸与される。対象はステージ内での撮影経験が豊富なカメラマンとビデオクルー(ドローン操縦者含む)に限定し、その取材活動によって生じる可能性のある傷害を担保する保険への加入を必須とする。

タバードメディアは以下の2区分に細分される。

a) メディアポイント限定

ステージ内の立入は、各競技会の指定するメディアポイント内に限定される。

b) オールアクセス

危険な場所、NO-GO エリア及び競技規則が禁じる場所を除き、ステージ内の任意の場所で撮影が認められる。但しオフィシャルが移動を命じた場合には速やかに従わなければならない。なお、競技会によってはオールアクセスを設定しない場合があり、この場合はa)と同じ扱いとなる。

4-4 取材者は日本語もしくは英語あるいは両方の会話ができなければならない。これができない場合は常に行動を共にする最大3名までに対して1名の通訳を自ら

用意し、通訳も所定の様式によって登録申請しなければならない。

- 4-5 JGR は登録申請を精査し、申請者に対し受理と決定した取材者に対して承認書を送付(送信)する。不受理の理由について開示の義務はないものとする。
- 4-6 受理の連絡を受けた登録申請者は、特別規則書等に示されるメディア受付の時間内に受付を完了すること。メディアオフィサーの事前の承諾なくこれを行わなかった場合、メディア受付時間の終了をもって受理は無効となる。

第 5 章 JGR 一般会員年間メディアパス

5-1 JGR は、JGR の一般会員でかつ年間メディアパスの発行を希望する、資格を満たす取材者に対し、年間メディアパスを発給する。このパスは指定された年において、特に指定された大会を除き、原則として全ての JGR 管轄競技会に対して有効となる。但し、大会によってはメディアのアクセス区分にオールアクセスを設定しない場合があり、この場合は 5-2 c)に定めるパスの効力は 5-2 b)のパスと同じとなる。

5-2 年間メディアパスの種別

年間メディアパスは通常の取材者の区分と同様に、以下のように区分される。

- a) 年間クレデンシャルメディアパス
- b) 年間タバードメディアパス(メディアポイント限定)
- c) 年間タバードメディアパス(オールアクセス)

5-3 年間メディアパスの発給を希望する者は、別途定める必要書類に申請料(5-7 条)を添えて申請を行わなければならない。申請に対し、JGR は審査の上、承認の可否を決定して申請者に通知する。なお、申請された区分が適切ではないと判断された場合、JGR は申請があったものとは違う区分での承認を与えることがある。

5-4 年間メディアパス取得者は、大会毎に媒体責任者の署名・捺印した登録申請を行はなくてもメディア登録申請が可能となる。(変更・追加がある場合を除く。)

- 5-5 年間メディアパスの発給を決定した場合、JGRはその証として申請者に対してクレデンシャル及びタバード(オールアクセスタバードメディアの場合)を貸与する。
- 5-6 年間タバードメディアパスは、当該年度の各取材対象競技会の開催期間における取材活動に有効な傷害保険が存在することを条件とする。年度途中でこの保険が満了あるいは失効するなどした場合には、以降の競技会取材申請に当たって、申請に添えて新たに有効な傷害保険証券の写しを提出しなければならない。
- 5-7 年間パス申請料
年間メディアパス(クレデンシャルおよびタバード)の発給申請料は 11,000 円(税込)とする。
申請料は銀行振込とする。
申請が認められなかった場合、申請料は振込手数料を差し引き申請者に返却される。
- 5-8 年間メディアパスの発給を受けた者は、クレデンシャルやタバードが持つ効力と、それらが不正利用された場合のリスクの大きさを理解し、これらの紛失や盗難のないように常に適切に扱わなくてはならない。名義人以外の者に貸与することは固く禁止する。
- 5-9 貸与された年間メディアパス(クレデンシャル及びタバード)に汚損や紛失があった場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。
- 5-10 JGR は年間パスの発給を受けた者が、本規定に違反する行為が確認された場合や、取材メディアとして不適切な言動が行われた場合、本規定 12 条に基づき、発給された年間メディアパスに対して、理由を示すことなく効力の停止を宣告、または返却を命じることがある。返却を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

第 6 章 メディアブリーフィング

- 6-1 メディアブリーフィングが開催される場合、参加はこれを必須とする。参加できないやむを得ない事由がある場合は、メディアオフィサーに事前に届出、承認を得

なければならない。事前承認なき欠席は原則として取材許可の取り消しとする。

6-2 メディアブリーフィングはメディア受付終了後に実施することとし、その日時と場所については大会毎に主催者が定め通知することとする。

第7章 無人航空機(ドローン)の使用

7-1 使用許可

無人航空機(ドローン・ラジコン)等による撮影を希望するメディアは、メディア登録申請書においてその旨を明示し、別途定める締切日までに所定の飛行計画書ならびに誓約書を提出、競技長またはメディアオフィサーによる飛行計画の承認を受けなければならない。

7-2 必須条件

ドローンの操縦は飛行経験が豊富で、かつタバードメディアとして認定された者に限る。補助者に関しての資格制限はないが、同じくタバードメディアとしての認定を受けていなければならない。また、操縦者ならびにその操縦する機体との組み合わせに於いてラリー期間中有効な第三者賠償責任保険を契約していなければならない。

7-3 飛行計画書の書式は、ドローンの使用の意思をメディア登録申請書に於いて表明したメディアのうち受理された者に対して個別に提供される。

7-4 法令等により、行政当局の承認または届出が必要と定められている区域で飛行を行う場合は、操縦者の責任において必要な承認の取得又は届出を行い、その証明を飛行計画書に添えて提出しなければならない。法令に定める必要な手続きを取得していない場合、或いは瑕疵がある場合、飛行計画の承認は無効とする。

7-5 善意の調査協力

飛行可能な範囲内にて競技に於いて事故が発生した場合など、重大な局面においては、メディアセンターより調査飛行の協力を要請される場合がある。この場合は可能な限り協力すること。

7-6 詳細

ドローンの使用に関しては、別途「無人航空機使用規定」に定めることとし、操縦者・補助者ならびにそれらの登録申請を行った申請者は、この規定を遵守しなければならない。

第8章 動画の撮影と公開

8-1 動画撮影の許諾

スペシャルステージ及びサービスパーク等、各競技会のイベントが開催されている場所における動画撮影は、JGR に事前に申請し承諾を得た場合を除き禁止する。この許諾は原則としてメディア、エントリーしているチーム、主催者及び JGR 公式メディアのみを対象とし、事前に JGR への申請を行い承認を得なければならない。

8-2 動画撮影の許諾条件

動画撮影に当たっては、撮影場所への立ち入りは別途メディア申請が認められ登録を行った者(タバードメディアと、立ち入り区分上認められる場合はクレデンシャルメディア等)以外には認められない。

8-2 動画の公開

観客に対して入場料を設定することの多いラリーの競技会は興業の性格を併せ持ち、故に入場制限がかかる場所の映像はすべて主催者が権利を保有している。JGR 管轄競技会において JGR は主催者からのこの権利を委ねられている。このため、一般の立ち入りが認められている場所(リエゾン区間、ラリーショーなど)以外での映像の公開は有償・無償を問わずすべて JGR の事前承認を必要とする。

8-3 権利料

JGR は動画の公開に当たり、別途設定する権利料の支払いを求める。シリーズや大会スポンサーなどの場合、この権利料を減免する場合がある。

8-4 オンボード映像

選手が撮影した車載カメラの映像(オンボード/インカー映像)の公開については、単一ステージの映像で、外撮り等の他の映像と結合せず、そのチーム自らが公開する場合に限り、権利料は免除とする。但し、同一チームの車両であっても、複数の車両のオンボード映像を結合したものをについては、免除対象とはしない。

第9章 動画の生中継・ライブ配信

9-1 配信の許諾

スペシャルステージ及びサービスパーク等、各競技会のイベントが開催されている場所からの生中継・ライブ配信(以下「配信」)については、事前に JGR の承認を得なければならない。

9-2 申請

配信を行おうとする者は、メディア申請の締切日まで、カメラの設置を希望する場所(SS の場合はステージ名)、時間帯及び配信内容、配信対象者および視聴料金の額(有償配信の場合)を含んだライブ配信申請書にて申請を行うこと。配信にあたり、スペシャルステージ内での撮影は原則としてタバードメディアとして承認された者のみが行うことができる。但し観戦エリア内からの撮影の場合はクレデンシャルメディアとして承認された者が配信に当たることができる。

9-3 権利料

配信の実施に当たっては、JGR が定める権利料を支払われなければならない。この額は配信内容、商用目的の有無、公共性、配信時間と対象などを考慮した上で定められる。

9-4 配信の中断義務および提供義務

競技長またはメディアオフィサーが指示した場合には、理由を問わず直ちに配信を中断しなければならない。

配信中に映像に映る範囲で負傷者や火災を含む事故が発生した場合、別途競技長の指示がない限り、速やかに配信を中断しなければならない。但し可能であれば映像の記録は非公開で継続し、競技長またはメディアオフィサーが求める場合には提供して大会に協力することとする。

配信の中断が生じた場合、前項に定める権利料については、中止が配信者の責によらない場合に限り、状況に応じて減免を行うことがある。

9-5 配信コンテンツの後日利用(アーカイブ視聴・再放送)

配信を行った内容を、配信終了後に視聴させるべく提供する場合は、「JGR 写真・映像使用規定」に従うこととする。

第 10 章 ふるまい

10-1 原則

取材者は自身ならびに他者の安全と競技の円滑な進行を常に優先して行動すること。FIA、JAF、JGR、各大会の発行する安全に関するガイドラインや諸規則について、これを理解し遵守しなければならない。

10-2 オフィシャルの指示

サービスパークやスペシャルステージ、ラリーパークなど競技並びに大会行事・併催イベントが行われる場所にあつては、その場所を担当・管轄するオフィシャルの指示に従わなければならない。その指示に疑問がある場合、メディアオフィサーに解決を求めることができる。

10-3 地権者・一般の権利の尊重

撮影・取材活動に当たっては土地の管理者・所有者など、他人の権利を侵害してはならない。ロードセクションである公道上においては道路利用者や一般の人々に配慮し、当該区域を管轄するオフィシャルからの指示には従わなければならない。

10-4 識別

取材活動中は、交付されたメディアクレデンシャルを外から確認できるように着用し、オフィシャルに求められた場合には提示しなければならない。

10-4-1 タバードとステージアクセス

タバードメディアは、スペシャルステージ内においては常時、メディアタバードをはっきりわかるように着用する。ステージに進入する車両はステージアクセス許可のあるメディア用通行証を車両の指定された場所に貼付し、搭乗者全員がメディアタバードとメディアクレデンシャルを着用していなければならない。

10-4-2 貸与・変造の禁止

メディアクレデンシャルは発行を受けた者、メディアタバードは貸与を受けた者のみが使用し、第三者に譲渡・貸与してはならない。車両通行証(駐車証)も交付の際に届出、ナンバーの記載を受けた車両のみに使用し、他の車両に使用してはならない。また、これらすべてについて改変・複製・変造等を禁じる。違反行為に対しては第 12 章の規定に基づき処分がなされる。

10-5 取材活動許可の停止・取り消し

取材活動にあたり不適切な言動や行動が見られた場合、特にステージ内の安全に関わる問題行動があった場合は、第 12 章の規定に基づいた処罰が下される。

10-6 取材者の問題行動は、競技長ならびに、当該取材者のメディア登録申請者に通知される。問題の度合いにより、他のラリーの主催者と情報共有されることがある。また、以後の本大会並びに JGR が管轄する他の競技会への登録審査の際に考慮されることとなる。

第 11 章 映像・写真の利用

11-1 本規定に定める取材活動の結果として得られた映像並びに写真の利用に関しては、「JGR 写真・動画使用規定」に基くものとする。

11-2 本規定第 12 条におけるパスの効力停止を受けた場合、その理由となった競技会において取材を行った写真や動画の利用や第三者への譲渡は一切が禁じられる。

第 12 章 罰則

12-1 本規定に違反する行為が確認された場合や、取材メディアとして不適切な言動が行われた場合、JGR は、取材活動中を含むいかなる場合であってもパスの効力停止、あるいは即時返却を命じることができる。命じられたものは直ちに従わなければならない。

12-2 JGR 管轄競技会の開催期間中においては、当該大会のメディアオフィサーがこの権限を代理行使することが認められる。その権限は JGR 発行の年間パスに対しても、緊急措置が必要だと判断した場合、当該大会の開催期間に限る効力停止やパスの一時差押えとして行使することができる。

12-3 パスの返却または一時差押えを命じられた場合、貸与を受けたクレデンシャル及びタバード(タバードメディアの場合)を、JGR 事務局またはメディアオフィサーのいずれか指定された方に直ちに返却しなければならない。

12-4 行われた違反行為や不適切な言動が重大であると判断した場合、対象者に対し、JGRは以後のJGR管轄競技会の取材禁止を申し渡す場合がある。この取材禁止措置は期間を定めない場合もある。

第13章 事故等における損害賠償

取材活動中に生じた事故等に関する賠償責任は、いかなる場合においても JGR 及び主催者はその責を負わない。また、取材者が取材活動に当たって他人又はその所有物に対して与えた損害については、いかなる場合にあっても主催者はその責任を負わず、取材者自身が誠実に賠償に当たることとする。これらに備え、取材者は各自が取材活動に当たって有効な保険に加入することを強く推奨する。

第14章 例外規定

本規定はメディアの区分ならびに申請手続き、行動規範を明文化したものであり、第1章に掲げる目的において本大会の主催者の権利を制限するものではない。この目的において、大会組織委員会、競技長、メディアオフィサーの決定並びに判断は本規定に優先するものとする。

第15条 本規定の施行

本規定は 2025 年 1 月 1 日より有効とする。
